

別紙

令和3年3月31日以前に締結されたご契約において、
準じて取り扱うこととなる共済約款の変更例について

令和3年3月31日以前に締結されたご契約について、次の共済約款の変更例に準じて取り扱います。

共済約款の変更例（医療共済約款の変更内容）

（下線部分は変更部分）

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="488 850 763 882">〔普通約款〕</p> <p data-bbox="143 979 248 1011">〔削る。〕</p>	<p data-bbox="1509 850 1785 882">〔普通約款〕</p> <p data-bbox="1180 979 1509 1011"><u>第50条〔共済掛金の変更〕</u></p> <p data-bbox="1196 1043 2152 1331"><u>（1）組合は、この共済契約の支払事由に該当する被共済者の数の増加、支払うべき金額の増加その他これに準じる事態が発生し、この共済契約の共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要がある場合は、農林水産大臣の承認を受けて、この共済契約の共済掛金を変更することがあります。</u></p> <p data-bbox="1196 1362 2152 1458"><u>（2）組合は、（1）の変更を行う場合は、共済掛金変更日（注）から将来に向かって共済掛金を変更します。この場合に、共済契約の共済掛金の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第53条 [法令等の改正にともなう支払事由の変更]</p> <p>(1) 組合は、支払事由<u>(注)</u>にかかる公的医療保険制度の改正があり、その改正がこの共済契約の支払事由に影響をおよぼすため、必要がある場合は、農林水産大臣の承認を受けて、この共済契約の支払事由を変更することがあります。</p>	<p><u>払込期間が満了しているときは、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を授受します。</u></p> <p><u>(注) 承認日の直後に到来する共済年度の初日をいいます。ただし、共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合であって、共済契約が共済掛金の払込期間中の共済契約であるときは、承認日の直後に到来する共済年度の初日をいいます。この条において同様とします。</u></p> <p><u>(3) (1) および (2) によりこの共済契約の共済掛金を変更する場合には、共済掛金変更日の30日前までに共済契約者にその旨を通知します。</u></p> <p><u>(4) 共済契約者は、(1) および (2) によるこの共済契約の共済掛金の変更にて代えて次のいずれかの方法を選択することができます。</u></p> <p>① <u>共済金額を減額し、変更前の共済掛金と同額とする方法</u></p> <p>② <u>共済掛金変更日の前日にこの共済契約を解約する方法</u></p> <p>第51条 [法令等の改正にともなう支払事由および共済掛金の変更]</p> <p>(1) 組合は、支払事由<u>(注1)</u>にかかる公的医療保険制度の改正があり、その改正がこの共済契約の支払事由または共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要がある場合は、農林水産大臣の承認を受けて、この共済契約の支払事由または共済掛金を変更<u>(注2)</u>することがあります。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注)</u> この共済契約の手術共済金、放射線治療共済金、先進医療共済金および先進医療一時金の支払事由とします。この条において同様とします。</p> <p>(2) 組合は、(1)の変更を行う場合は、契約条項変更日(注)から将来に向かってこの共済契約の支払事由を変更します。</p> <p>(注) <u>農林水産大臣の承認を受けて定めた日</u>をいいます。(3)において同様とします。</p> <p>(3) (1)および(2)によりこの共済契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の30日前までに共済契約者にその旨を通知します。</p>	<p><u>(注1)</u> この共済契約の手術共済金、放射線治療共済金、先進医療共済金および先進医療一時金の支払事由とします。この条において同様とします。</p> <p><u>(注2) 支払事由および共済掛金をともに変更する場合を含みます。この条において同様とします。</u></p> <p>(2) 組合は、(1)の変更を行う場合は、契約条項変更日(注)から将来に向かってこの共済契約の支払事由<u>または共済掛金</u>を変更します。<u>この場合、共済契約の共済掛金の払込期間満了後に共済掛金を変更するときは、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を授受します。</u></p> <p>(注) <u>承認日の直後に到来する共済年度の初日</u>をいいます。<u>ただし、共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合であって、共済契約が共済掛金の払込期間中の共済契約であるときは、承認日の直後に到来する共済月度の初日</u>をいいます。(3)において同様とします。</p> <p>(3) (1)および(2)によりこの共済契約の支払事由<u>または共済掛金</u>を変更する場合には、契約条項変更日の30日前までに共済契約者にその旨を通知します。</p>